

平成 24 年 6 月 29 日

ワークショップ I 議事録

「行政不服審査法改正と行政組織」

ゲストスピーカー
名城大学法学部准教授
北見 宏介 先生

はじめに

行政不服審査法の改正が動き始めている。なぜ、どうして改正するのか、理想の行政不服審査法とはなにか考えたい。

1. 行政不服申し立て制度の概要

① 行政不服審査法に規定される（昭和 37 年制定）

かつての仕組みは明治時代からあった「訴願」

訴訟するよりも簡易・迅速（通常：民事訴訟は 2 倍の時間がかかる）

例：ヤマト運輸側が昭和 60 年に国の不作為に不服申し立て

② 申立て（種類は 2 つ）

「審査請求」：担当処分庁以外のもの（上部組織など）に訴え

「異議申立て」：担当処分庁に不満を述べる→救済の見込み低い

2. 審査請求のしくみ

原告役……不服を申し立てる私人

被告役……処分を行った行政庁

裁判官役……処分庁以外の行政庁（上級行政庁）

* 第三者機関…国税不服審判所などは設置されることもある

裁判官役（上級官庁）に期待されるのは部下の誤りを是正すること

3. 現行不服申し立ての問題点

① 審理期間が長い（民事訴訟は 1 年未満で結審）

h21 年の申立件数 1 年を超えるもの

国……23,456 件中 11.5%

地方…14,553 件中 18.5%

*** 国では最長 26 年（原子力行政関係）の例**

② 複雑（例外が多い）

「行政不服審査法」に基づくが個別法で様々な特例

*14条…不服申し立て期間 60日（入国管理法では7日）など
ほとんどの申し立てが特例適用

原則どおりの不服申し立て…23,456件中2.4%（h21年）

③ 硬直的な対応

柔軟な対応と具体的な解釈を示す必要がある

*行政事件訴訟…平成16年行政事件訴訟法改正（多様な救済の形）

④ 低い認容率

h21年の認容率（勝訴率）

国……11.9%

地方…4.2%

4. 救われない不服申し立て

国の立場…その処分を適法・適切であるとするから行政処分した
政策がストップする緊急事態とみる

裁判官役…同じく政策推進する立場（上級官庁）

*第三者的性格なし

5. 審理構造の問題

被告役（処分庁）と裁判官役（上級庁）の構造

原告役（私人）……救済は困難になる

6. 行政不服審査法の改正動向

「行政救済制度検討チーム」による議論（h22.8～h23.12）

各方面（各省庁）にパブリックコメント

取りまとめ H23.12

7. 審理官制度の構想

① 「裁判官役」中立的・独立的・専門的

「審理官」同じ組織の者でいいのか

別の省または外部からでは専門知識がない？

「審査員」行政の外の者

行政活動に関する専門知識がない？

*法案もその解説（kommentar）も当該機関が作成
官僚が一番詳しい（外部が作るには専門性が足りない）

8. アメリカ合衆国の場合

① 基本的に日本と同じ

事前手続き（日本でいう聴聞手続き）が必要

*本来は裁判所が下すことを行政過程で行うには

Due process of law（適正手続 適法手続）

② 連邦レベルでは

裁判官役…行政機関の長

（合議制機関）委員会の場合の委員

ALJ: Administrative Law Judge（各行政機関にいる）

③ ALJ 候補者の任用

候補者が所管事業の専門知識を有しているか

ALJ が別の機関の裁判官役…成功して注目（沿岸警備隊モデル）

*沿岸警備隊が「行政裁判所」の位置づけ

④ 州レベルでは

「セントラルパネルシステム」訴訟専門の省を設置（ALJ を所属させる）

*セントラルパネルムーブメント

9. 得られる視点

① 権限の融合

二重の指揮監督（車検と自動車税・建築規制と水道拒否…）

② 裁定的関与

地方自治体に対して外的審査が行われている。

③ 行政組織の機能不全

同一組織内で対抗的ミッションを付与するのが有効か？

④ 組織構造の問題

同じ組織である仲間意識

10. おわりに

不服申し立ては行政にとって有難い機会である

「自治体行政において疑う余地のない自明のものとして扱われてきた地域
公共利益の解釈を再考する、またとない重要な場となり、新たな自治体
政策の立案へ結びついていく」（阿部正樹教授）

(質問)

Q1 セントラルパネルムーブメントの管轄は州をまたぐのか？ニーズはあると思うが？

A1 州を超えることはなく各州で用意されている。

Q2 処分庁と上級庁は、行政組織として連携しながら処分を下すことから、審査請求におい手上級庁が、請求者の主張を任用することは考えにくいと思われる。請求任用されている事例があるのか？

A2 審査請求の具体的な事案ごとの数値は、持ち合わせていない。その後の処分取消し訴訟などの裁判結果をみると「情報公開」と「税」に関する事案について、認容率が高くなっていると推測できるのではないか。

Q3 地方自治体の上級庁はどこなのか？市長だったら知事？国の大臣は？

A3 国には「異議申立て」。地方自治体でも上級庁は存在しないので「異議申立て」だが、別の団体の機関をいわば第三者機関として「審査請求」(機関委任事務の名残か)

「裁定的関与」国税不服審判所(第三者機関)のようなものとして審査

Q4 「審理官」の構想について、民間人を採用する場合は職歴公表などが必要ではないか？また、ALJの身分保障制度について

A4 ALJの身分保障については行政手続法で決まっている。もっともインフォーマルな手続きが多い

審理官の履歴公表などのほか、訴える側に便宜・工夫が必要

以 上

議事録担当
都市公共政策 M1
秋田 晴代